

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

今後の私立特別支援学校等における特別支援教育設備に係る整備計画について（依頼）

標記について、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務係から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、調査対象事業の実施を計画される学校法人におかれては、別添の学校教育設備整備費等補助金交付要綱（平成15年4月1日文部科学大臣決定）（以下「交付要綱」という。）及び下記事項に留意の上、提出書類を作成し、電子メールにより提出してください。

記

- 1 調査対象** 令和3年度～令和6年度に実施を予定している国庫補助対象の設備整備事業
- 2 提出期限** 令和3年6月18日（金）
※期限までに提出がない場合は、調査対象の計画がないものとして取り扱います。
- 3 提出書類** 令和3年度～令和6年度 特別支援教育設備整備費等 事業見込調査
- 4 提出方法** 電子メールにより大阪府教育庁私学課小中高振興グループまで提出
提出先メールアドレス（ shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp ）
※件名は「【学校名】特別支援教育設備整備費等事業見込調査」としてください。
- 5 留意事項**
 - ①補助事業については、交付要綱第2条に記載の内容（※）をご確認ください。
※学校法人が特別支援学校、小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の特別支援学級、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定めるところにより心身の故障に応じた特別の指導の場（通級指導教室）において障害に適応した教育を実施する上に必要とする設備の整備、障害に対応した情報機器等の整備又は学校の安全管理のための設備の整備
 - ②提出書類の設備細目事業欄については、交付要綱別記2-2-1の表1-1～1-3の細目事業欄に掲げる充実事業名を記入してください。
 - ③本調査は、令和4年度概算要求に向けた調査及び今後の事業計画を把握するものです。なお、今年度の交付申請計画書については、別途依頼をする予定としております。
 - ④文部科学省からの依頼文及び様式は、以下の大阪府ホームページに掲載しています。
（HPアドレス：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>）

大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ 井上、宮川
電話 06-6941-0351（内線4852）
E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp